

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する
基本方針」の変更案に対する意見募集について

国土交通省では、国の港湾行政の指針として、また港湾計画策定の指針となる港湾法に基づいて国土交通大臣が定める「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」の変更を行います。

基本方針は、昭和49年の策定以降、社会経済情勢の変化や港湾法改正などに対応し、8回の変更を行っており、今回は「港湾法の一部を改正する法律」（平成29年6月9日公布）で新たに規定された外航クルーズ船の受入拠点の形成の推進を反映させるための変更を予定しています。

つきましては、広く国民の皆様から、変更案に対するご意見を募集致します。

(1) 意見募集対象

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（案）

(2) 意見募集期限

平成29年6月19日(月) (必着)

(3) 意見提出方法

別添の意見提出様式にご記入の上、次のいずれかの方法で送付願います。なお、ご意見を正確にお伺いする必要があるため、電話によるご意見の受付は対応致しかねますので、あらかじめご了承願います。

①電子メールの場合

宛先：国土交通省港湾局計画課 基本方針担当 宛

電子メールアドレス：hqt-PHB_KEI@ml.mlit.go.jp

②郵送の場合

宛先：国土交通省港湾局計画課 基本方針担当 宛

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

③FAXの場合

宛先：国土交通省港湾局計画課 基本方針担当 宛

FAX番号：03-5253-1650

(4) 留意事項

頂いたご意見は、担当部局においてとりまとめた上、検討を行う際の資料と致します。なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承願います。

頂いたご意見の内容については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表する場合がありますので、あらかじめご了承願います。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合、又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、当該箇所を伏せさせていただくことがあります。ご提供いただいた個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、本件に関するご連絡のみに利用し、厳正な管理により取り扱います。住所、電話番号及びFAX番号、電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用致します。